

制度名	農山漁村振興交付金 (山村活性化対策)	主管課名	農村計画課 農村活性化G			
		問合せ先	029-301-4264			
目的・趣旨	山村の所得の向上や雇用の増大に向け、山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源等の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援する。					
1 山村活性化対策事業						
〔事業実施主体〕 振興山村を有する市町村、振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会						
〔対象事業〕 地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う次に掲げる取組とする。 1 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査 2 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成 3 地域資源の消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等を図る取組						
〔補助要件等〕 山村振興法に基づき指定された振興山村、かつ当該振興山村における山村振興計画が作成されていること。事業実施主体は、事業開始年度において、事業採択申請書および山村活性化支援交付金事業実施計画書を直接、関東農政局に提出すること						
〔事業期間〕 上限 3 年						
〔補助限度額等〕 補助率：定額 上限 1,000 万円／年／地区						
2 商談会開催事業						
〔事業実施主体〕 特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、民間企業等						
〔対象事業〕 地域資源を活用した商品等の販売促進等を図るために行う次に掲げる取組とする。 1 山村地域の参加者とバイヤー等の商談会の開催・運営 2 商談会開催後のフォローアップ等						
〔補助要件等〕 山村振興法に基づき指定された振興山村、かつ当該振興山村における山村振興計画が作成されていること。事業実施主体は、事業実施提案書の公募の選定を受けてから1ヶ月以内に、事業承認申請書および山村活性化支援交付金事業実施計画書を直接、関東農政局に提出すること						
〔事業期間〕 上限 1 年						
〔補助限度額等〕 補助率：定額 上限は農林振興局長が定める公募要領による						
区分	国	県	市町村	その他		
山村活性化支援対策	定額	—	—	—		
〔2 年度予算概算決定額〕 9,805,000 千円 (交付金全体額)	〔2 年度補助対象団体〕 令和 2 年 4 月以降交付決定					
〔備考〕						